

令和4年第6回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月14日(火) 午前9時30分から10時10分

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員 (17人)

会長 岩井 壽美雄 君	会長職務代理者 北村 勉 君
3番 三浦 弘文 君	4番 川崎 良巳 君
6番 高村 國昭 君	7番 佐々木 一榮 君
8番 柏田 雅俊 君	9番 佐々木 喜克 君
11番 沼沢 こえ子 君	12番 豊川 敏雄 君
13番 竹原 誠 君	14番 時田 宏 君
15番 中川原 隆雄 君	16番 稲村 健一 君
17番 鈴木 徳治 君	18番 大沢 トモ子 君
19番 鳥谷部 甚一郎 君	

4. 欠席委員 (2人)

5番 高橋 克 君	10番 中里 光明 君
-----------	-------------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第30号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第31号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

議案第32号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	町屋 剛 君
事務局次長	大沢 直明 君
総務班長	小泉 安子 君
主査	大澤 翔太 君

7. 会議の概要

会 長（岩井） ただ今から、令和4年第6回五戸町農業委員会総会を開会いたします。

今日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして、厚くお礼申し上げます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりです。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

事務局（町屋） 本日、5番高橋克委員、10番中里光明委員から欠席の旨通告がありましたので、御報告いたします。出席委員は19名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により、議長は会長が務めることとされておりますので、議事の進行をお願いいたします。

議 長（岩井） これより議事に入ります。日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。

会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） それでは、4番川崎良巳委員、11番沼沢こえ子委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局の大沢次長を指名します。

議 長（岩井） それでは、日程第2 業務報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局（大沢） 〔業務報告の朗読及び説明〕

議 長（岩井） 〔会長会議の中身を補足説明〕

議 長（岩井） ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。
それでは、以上で日程第2の業務報告を終わります。

議長（岩井） ここで農地調査会、今月の調査委員は、6番高村國昭委員と
14番時田宏委員です。調査委員席にご着席ください。

（調査委員着席）

議長（岩井） 次に、日程第3 議案第29号「農地法第3条の規定による
許可申請について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（大澤） それでは、今月の農地法第3条の許可申請について説明させて
いただきます。

議案書の2ページ、参考資料の1ページをご覧ください。

議案第29号農地法第3条の規定による許可申請について農地法
第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めるもの
です。

今月の許可申請は、1議案3件です。

1番は、使用貸借による権利の設定に関する件、2番は、贈与による
所有権移転に関する件、3番は、売買による所有権移転に関する件
です。

1番 大字豊間内字岩ノ脇沢、字上川原、字天満、字冷水・大字扇
田字菖蒲沢 田4筆・畑17筆 計21筆、面積は●●㎡です。使用
貸借の期間は●●年間です。

2番 大字扇田字石渡 畑 2筆 面積は●●㎡です。

3番 大字切谷内字切谷内村 畑 1筆 面積は●●㎡です。

1番から3番は、別添調査書にあります通り農地法第3条第2項各
号に該当するものではありません。農作業の規模拡大・効率化を図る
ものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題な
く、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件
を満たしていると考えます。

ご参考までに売買価格をお知らせします。3番の売買価格は、●●
円、10aあたり●●円です。

以上です。

議長（岩井） ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、高村國昭委員から、調査結果の報告をお願いいたします。

高村國昭委員 農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。議案書の2ページ議案第29号と参考資料の1ページを御覧ください。6月2日に、岩井会長と時田宏委員及び事務局職員3名で現地調査を行いました。

1番は、譲渡人と譲受人は親子で、譲受人が今年で定年を迎え、農業を引き継ぐために、譲受人から申し出し、農地を使用貸借するものです。譲受人は、水稲とピーマンと自家野菜を作付けするそうです。

2番は、譲渡人と譲受人は親戚で、譲渡人が管理できなくなったため、譲受人からの申し出により、農地を贈与するものです。譲受人は、栗を作付けするそうです。

3番は、譲渡人と譲受人は空き家バンク登録住宅を売買する関係で、付属の農地と一緒に売買するものです。譲受人は、大豆と自家野菜を作付けするそうです。

以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第29号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第29号について、原案のとおり決定いたしました。

調査委員の方々、ありがとうございます。指定席にお戻りください。

(調査委員、指定席に戻る)

議長(岩井) 次に、議案第30号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。

議案第30号の1番については、稲村 健一 委員に関する事案であるため、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、議事参与が制限されますので、審議終了まで退席をお願いします。

(稲村 健一 委員 退席)

議長(岩井) それでは事務局より説明をお願いします。

事務局(小泉) それでは議案書の5ページ、議案第30号をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。

五戸町長より令和4年5月25日付け五農林第76号で農用地利用集積計画の決定を求められています。1議案20件で、合計面積は●●㎡です。議案中の賃借料でカッコ書きの数字は年額です。

1番から2-2番は、利用権設定による貸借です。

3-1番から9番は、農地中間管理事業を利用した一括方式による貸借です。

1番字蛸川村 田 面積は ●●㎡。5年の賃貸借で、賃借料は、年●●円です。ネギを作付けする予定です。以上です。

議長(岩井) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岩井) よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 30 号の 1 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(岩井) 議案第 30 号の 1 番について、原案のとおり決定いたしました。

ここで、稲村 健一 委員を入室させてください。

(稲村 健一 委員、入室・着席)

議長(岩井) 次に、議案第 30 号の 2 の 1 番から 9 番について事務局より説明をお願いします。

事務局(小泉) それでは、議案第 30 号の 2-1 番からご説明いたします。

2-1 番 字熊野林後 田 計 2 筆 面積は 合計●●㎡。5 年の賃貸借で、賃借料は、水利費です。

2-2 番 字幸ノ神前 田 面積は ●●㎡。5 年の賃貸借で、賃借料は、水利費です。

3-1 番 大字切谷内字向田、字山崎川原 田 計 2 筆 面積は 合計●●㎡。5 年の使用貸借です。

3-2 番 大字切谷内字切谷内前谷地、字堤ノ下 田 計 3 筆 面積は 合計●●㎡。5 年の使用貸借です。

3-3 番 大字切谷内字高田、字向田沖 田 計 2 筆 面積は 合計●●㎡。5 年の使用貸借です。

3-4 番 大字切谷内字佐野谷地 田 面積は ●●㎡。5 年の使用貸借です。

3-5 番 大字切谷内字館ノ谷地 田 計 3 筆 面積は 合計●●㎡。5 年の使用貸借です。

3-6 番 字姥堤、字上根前 田 計 3 筆 面積は 合計●●㎡。10 年の使用貸借です。

3-7 番 字幸ノ神前、字太平楽 田 計 3 筆 面積は 合計●●㎡。5 年の使用貸借です。

4-1 番 字上根前 田 面積は ●●m²。10年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

4-2 番 大字切谷内字中菖蒲川 田 計3筆 面積は 合計●●m²。10年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

4-3 番 大字切谷内字菖蒲川下谷地、字中菖蒲川 田 計3筆 面積は 合計●●m²。10年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

5 番 大字倉石中市字上平 畑 面積は ●●m²。4年10ヶ月の賃貸借で、4月総会で決定した他の町有地の終期と合わせるため、4年10ヶ月という期間になったものです。賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。長いもを作付けする予定です。

6 番 大字倉石又重字前田内沢 畑 計2筆 面積は 合計●●m²。4年10ヶ月の賃貸借で、4月総会で決定した他の町有地の終期と合わせるため、4年10ヶ月という期間になったものです。賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。にんにくを作付けする予定です。

7-1 番 大字倉石石沢字石沢後 田 計3筆 面積は 合計●●m²。10年の使用貸借です。

7-2 番 大字倉石中市字中市上川原、字久保田、字法量 田 計7筆 面積は 合計●●m²。10年の使用貸借です。

7-3 番 大字倉石中市字法量 田 計4筆 面積は 合計●●m²。10年の使用貸借です。

8 番 大字扇田字寺沢 畑 面積は ●●m²。5年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。長いもを作付けする予定です。

9 番 大字切谷内字荒田ノ下、字大森下川原 田 計3筆 面積は 合計●●m²。2年の使用貸借です。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

8番（柏田） 30号のほとんどが中間管理機構を通しての関係ですが、そのうち使用貸借のメリットというかどういう経緯だったのでしょうか。

事務局（小泉） 今まで農業委員会を通さず相対でやっていましたが、そうすると耕作証明書には相対分の面積が反映されていなかったため、今回、中間管理機構を通してということになりました。

8番（柏田） 農業委員会を通していない使用貸借はその面積は反映されないのですか。

事務局（小泉） そうです。農業委員会を通していないので、こちらでは把握していないことになるので、今回は中間管理機構を使って、きちんと農業委員会を通して借りて経営面積に反映させましょうということになりました。

8番（柏田） 直接農業委員会に届け出して、使用貸借ということもあるのでしょうか。

事務局（小泉） 中間管理機構の方を使わないで契約する場合は、利用権設定と言って農業委員会を通してやる契約となります。後、3条と。

8番（柏田） 農業委員会を通した場合は、耕作証明書には反映されるのでしょうか。

事務局（小泉） 反映されます。

8番（柏田） 中間管理機構を通しても農業委員会を通して耕作証明書に反映されるのであれば、法人を通してこういう形をとっているメリットというのはどういう違いがあるのか。

事務局（大沢） 中間管理機構を通しての契約の場合は、農林課の方で書類を作成することになります。また、3条に関しては、一般的には行政

書士の方をお願いして書類を作成してもらいますが、そうなった場合、手数料がかかってきますので、中間管理機構は手数料がかからないということで、その点がメリットになるのかなと思います。

8 番（柏田） それだけでしょ。要するに耕作証明書とは関係ないでしょ。

事務局（大沢） 両方とも経営面積として耕作証明には数字が載ってきます。農業委員会を通すことで、経営面積に反映されます。

8 番（柏田） たまたま、その司法書士さんに頼むと料金がかかるということで、私は自分で書いて出しますが、そうなれば何もメリットはないのではないか。いや、いいわかりました。そんなに違いがないことがわかりました。

19 番（鳥谷部） 支援センターを利用した場合、賃貸料であれば手数料の振り替えを直接やりますが、その場合、手数料がかかりますね。いわゆる支援センターの手間代として何パーセントか引かれるわけですが、この場合も手数料は取られるのでしょうか。

事務局（小泉） 使用貸借の場合は、事務手数料はかかっておりません。

議 長（岩井） その他ございますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

議 長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 30 号の 2 の 1 番から 9 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 30 号の 2 の 1 番から 9 番は、原案のとおり決定しました。

議長（岩井） 次に、議案第 31 号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（大沢） 議案書の 13 ページ議案第 31 号と参考資料の 11 ページをご覧ください。荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてでございます。

1 議案 8 件です。

1 番から 3 番の字上平谷地の田と畑、3 筆について令和 4 年 5 月 24 日、所有者から申出があり、30 年以上前から耕作していないため、自然荒廃しており農地に復元することが困難となった土地です。

次に 4 番から 8 番の字四五市の田について、令和 4 年 5 月 25 日、それぞれの所有者から申出があり、20 年以上前から耕作していないため、自然荒廃しており農地に復元することが困難となった土地です。

令和 4 年 6 月 2 日の農地調査会で現地確認した結果、農地法の運用について第 4 の(4)に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない非農地として決定を求めるものです。

8 筆、●●m²です。

説明は以上です。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 31 号について、非農地と判断することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 31 号は、非農地と判断することに決定しました。

議 長（岩井） 次に、議案第 32 号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（大沢） 議案書の 14 ページ議案第 32 号をご覧ください。

農業委員会事務の実施状況等の公表について でございます。「農業委員会事務の実施状況等の公表について(平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2933 号農林水産省経営局農地政策課長通知)」に基づき、令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について決定を求めるものでございます。

(農業委員会事務の実施状況等の公表の説明)

説明は以上となります。

議 長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 3 番（竹原） 21 ページの適格法人のところですが、報告書督促を行っても出さない。もし出さなかったらこれは県の方から行政指導があるのでしょうか。または農業委員会の段階で何回も督促するのでしょうか

事務局（大沢） 行政指導までは、すみません、調べておりませんが、農業委員会の方から、再度、督促を行います。

1 3 番（竹原） 督促を行っても、提出がなかった場合はどうなるのでしょうか。

事務局（大沢） その際は、指導等について県と相談して、どのように対処するか確認いたします。

議 長（岩井） その他のご意見ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

議 長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 32 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は
挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 (岩井) 全員賛成ですので、議案第 32 号は、原案のとおり決定しま
した。

議 長 (岩井) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。
これをもって、令和 4 年第 6 回五戸町農業委員会総会を閉会しま
す。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和4年6月14日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員